

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【事業年度】	第96期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043)243-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 神田 泰光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)5695-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中村 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,555	53,262	53,884	52,255	50,525
連結経常利益	百万円	11,864	13,182	12,566	9,322	9,489
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	8,555	8,442	7,901	6,388	6,771
連結包括利益	百万円	7,960	19,785	1,174	3,631	7,934
連結純資産額	百万円	126,493	139,269	146,737	150,724	156,621
連結総資産額	百万円	2,397,895	2,502,720	2,612,058	2,694,580	2,739,444
1株当たり純資産額	円	1,289.27	1,635.99	1,449.71	1,465.62	1,554.72
1株当たり当期純利益	円	124.37	127.46	101.99	67.41	78.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	76.11	79.34	75.03	45.34	52.35
自己資本比率	%	5.18	5.46	5.51	5.48	5.59
連結自己資本利益率	%	5.62	6.45	5.62	4.37	4.49
連結株価収益率	倍	5.75	6.28	4.99	9.12	5.83
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	86,807	6,871	18,108	23,856	19,686
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	19,288	16,538	34,279	10,978	14,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	67,456	7,264	6,231	273	2,060
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	71,626	54,946	113,766	127,073	119,772
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,371 [1,115]	1,393 [1,113]	1,422 [1,106]	1,442 [1,095]	1,461 [1,057]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	44,278	44,383	45,135	43,713	41,761
経常利益	百万円	10,628	12,440	11,744	8,389	8,424
当期純利益	百万円	8,053	8,385	7,714	6,152	6,223
資本金	百万円	57,941	57,941	62,120	62,120	62,120
発行済株式総数						
普通株式	千株	50,722	50,722	62,222	62,222	62,222
優先株式		12,650	11,400	11,400	10,250	10,250
純資産額	百万円	121,917	133,356	143,209	146,036	150,603
総資産額	百万円	2,382,230	2,485,957	2,592,956	2,675,382	2,718,884
預金残高	百万円	2,206,969	2,277,744	2,347,988	2,400,927	2,449,354
貸出金残高	百万円	1,724,489	1,824,831	1,914,320	1,991,602	2,056,251
有価証券残高	百万円	521,311	553,768	512,555	515,836	496,990
1株当たり純資産額	円	1,240.80	1,567.52	1,435.76	1,437.18	1,510.01
1株当たり配当額						
普通株式	円	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一種優先株式		100.00	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	-	-	-	-
第二種優先株式		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第四種優先株式		220.00	220.00	220.00	220.00	220.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第1回第六種優先株式		-	-	-	550.00	550.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	-	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	114.45	126.35	98.80	63.61	69.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	71.35	78.78	73.13	43.41	47.76
自己資本比率	%	5.11	5.36	5.52	5.45	5.53
自己資本利益率	%	6.24	7.19	6.08	4.58	4.46
株価収益率	倍	6.25	6.33	5.15	9.66	6.57
配当性向	%	2.62	2.37	3.03	4.71	4.28
従業員数	人	1,195	1,234	1,268	1,288	1,304
[外、平均臨時従業員数]		[929]	[931]	[927]	[921]	[899]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり配当額」の「第一種優先株式」については、平成26年9月12日に全株式を取得及び消却していることから、第93期(平成27年3月)以降は該当ありません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【沿革】

昭和27年1月	株式会社千葉興業銀行設立（昭和27年1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市）
昭和45年12月	外国為替業務取扱開始
昭和47年3月	現本店竣工
昭和47年9月	東京証券取引所市場第二部上場
昭和48年8月	東京証券取引所市場第一部上場
昭和49年5月	事務センター竣工
昭和49年8月	預金オンライン稼働
昭和52年4月	為替オンライン稼働
昭和54年4月	千葉保証サービス株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和57年4月	金売買業務開始
昭和57年12月	千葉総合リース株式会社設立（現・連結子会社）
昭和58年2月	ちば興銀ユーシーカード株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和58年4月	国債等公共債の窓口販売業務開始
昭和58年6月	融資オンライン稼働
昭和59年8月	海外コルレス業務の認可を取得
昭和60年6月	国債等公共債のディーリング業務開始
昭和60年10月	日本銀行一般代理店業務開始（稲毛支店）
昭和61年1月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和62年7月	海外コルレス包括契約の認可を取得
昭和63年7月	ちば興銀ファイナンス株式会社設立
昭和63年9月	第一回国内無担保転換社債100億円発行
平成元年10月	ニューヨーク駐在員事務所開設
平成3年7月	ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立（現・連結子会社）
平成7年7月	ちば興銀総合管理株式会社設立
平成10年6月	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年9月	第一種優先株式50億円発行
平成12年3月	ちば興銀総合管理株式会社清算
平成12年8月	第二種優先株式200億円発行
平成12年9月	第三種優先株式600億25百万円発行
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成14年2月	確定拠出年金（企業型年金）業務開始
平成14年9月	ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成16年10月	基幹系システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行
平成16年12月	証券仲介業務開始
平成21年1月	千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カードサービス株式会社に変更（現・連結子会社）
平成25年1月	第四種優先株式320億円発行
平成25年7月	第三種優先株式全株を取得及び消却
平成26年9月	第一種優先株式全株を取得及び消却
平成29年1月	第1回第六種優先株式発行（発行価格の総額120億円、発行価額の総額115億20百万円）
平成29年2月	第四種優先株式1,750千株を取得及び消却

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、クレジットカード業務及びリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

[リース業]

連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

[信用保証・クレジットカード業]

連結子会社のちば興銀カードサービス株式会社においては、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

[その他]

その他の連結子会社においては、銀行に付随・従属する各種業務を受託しているほか、コンピュータシステムの開発・販売業務等を行い、当行グループの業務の充実に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の取 引	設備の賃貸 借	業務提携
(連結子会社) ちば興銀カード サービス株式会 社	千葉市中央区	100	信用保証・クレ ジットカード業 (信用保証業務・ クレジットカード 業務・一般貸金業 務)	所有 100.0 (-) [-]	2 (1)	-	預金取引 保証取引	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
ちば興銀ビジネ スサービス株式 会社	千葉市美浜区	10	その他(事務代行 業務)	100.0 (-) [-]	2 (1)	-	預金取引 事務代行	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
千葉総合リース 株式会社	千葉市中央区	90	リース業(リース 業務)	26.1 (21.1) [50.0]	2 (1)	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	-	-
ちば興銀コン ピュータソフト 株式会社	千葉市美浜区	30	その他(コン ピュータシステム の開発・販売・保 守管理業務)	55.0 (50.0) [45.0]	1 (1)	-	預金取引 システム開 発	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
(その他の関係 会社) 株式会社みずほ フィナンシャル グループ (注)1	東京都 千代田区	2,256,548	金融持株会社	被所有 17.0 (17.0) [0.0]	-	-	-	-	-
株式会社みずほ 銀行 (注)1	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	15.4 (-) [0.0]	-	-	預金取引 業務委託 コルレス	-	ATM提携

(注)1. 当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行の持分法適用関連会社となっております。

- 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行であります。
- 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
- 千葉総合リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	1,304 [899]	16 [10]	24 [21]	117 [127]	1,461 [1,057]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,039人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,304 [899]	37歳7月	14年3月	5,948

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員881人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は1,055人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員11人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行が企業活動を展開していく上での基本的価値観を示した企業理念は、『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』の3つの言葉で表現されています。経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、この企業理念を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることとあります。

当行の長期ビジョンである「選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のある銀行」を目指し、これを実現していくことで、株主の皆さま、お取引先の皆さま、そして市場や地域社会からの信頼と期待にお応えしてまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

当行が営業基盤とする千葉県は、2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、緩やかに拡大を続けているマーケットであります。少子高齢化の進展による中長期的なマーケット縮小や、マイナス金利の影響による低金利環境の継続、他業態も含めた金融競合の拡大も想定されるため、金融商品・サービスの過剰供給時代の到来により、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化していくことが予想されます。

このような環境の中、当行は、平成28年度からの3年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2019」で目指す「コンサルティング・バンクの確立」の実現に向け、お客さまを第一に考える「コンサルティング考動の実践」をコア戦略として、具体的な戦略を展開してまいりました。

その結果、当1年間におきましては当期純利益計画を達成することができましたが、低金利環境が続く中で、下げ止まりの兆しも見え始めましたが、依然としてトップライン収益の減少が続いております。今後も収益計画の達成と当行の自己資本のさらなる充実を図ることが経営課題であると認識しており、これらの経営課題に対処するため、以下の重点課題に取り組んでまいります。

1つ目は、「営業基盤強化」であります。厳しい収益環境が続く中、顧客基盤の拡充と地元企業の成長支援のため、コンサルティング考動を実践し、トップライン収益の拡大を目指してまいります。

2つ目は、「人材・組織基盤強化」であります。営業本部体制による戦略展開のスピードアップ、コンサルティングのためのサポート強化やコンサルティング人材の育成、外部専門機関との連携を引き続き実施してまいります。

当行は「コンサルティング・バンクの確立」を実現し、株主・お取引先・地域の皆さまからのご期待に一層お応えできるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標（平成31年3月期）

項目	指標
預金残高	25,600億円
貸出金残高	21,400億円
当期純利益	65億円
普通株ROE（*1）	5.0%
役務収益比率（*2）	30%

（*1）優先配当控除後当期純利益 / 優先株控除後純資産平残

（*2）（役務収益 + 対顧デリバティブ収益） / コア業務粗利益

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社。以下、本項目においては「当行」という。）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

不良債権

国内及び県内の景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

貸倒引当金

当行では、資産の自己査定基準に基づき、適切な償却・引当を行っておりますが、実際の貸倒れによる損失が予想した貸倒引当金の額を超え、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積増しを必要とする場合もあります。

権利行使の困難性

担保不動産価値の下落又は不動産市場の流動性の欠如、及び、有価証券価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行が事実上できない可能性があります。

地域の経済動向に影響を受けるリスク

当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合には、取引先の業況悪化や当行資産の毀損等により、当行の収益基盤の維持・拡大が困難となり、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場リスク

価格変動リスク

当行は、市場性のある株式・債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利リスク

資産と負債の金利または更改期間が異なる中、予期せぬ金利変動等が発生した場合、利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

当行の業務は為替レート変動の影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建取引の円換算額が目減りすることになります。さらに、資産及び負債の一部は外貨建で表示されており、外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

内外の経済情勢や市場環境の変化、当行の財務内容の悪化等の理由により、信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化する場合や通常の取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

(4) オペレーショナルリスク

事務リスク

当行は、厳格な事務規定を定め、事務の厳正化及び取扱商品の十分な説明等に努めておりますが、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、損失を被る可能性があります。

システムリスク

当行は、「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備を行うとともに、オンラインシステムに関しては、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復を行えるよう努めております。また大規模地震等の災害に備え、オンラインシステムのバックアップセンターも設置し、データの厳正な管理及び大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を実施しておりますが、システム機器の停止や誤作動、コンピュータの不正使用等の事態が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

法務リスク

当行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、各種法令が遵守されるように規定・体制の整備及び教育研修に努めております。しかしながら、法令解釈の相違、法令手続きの不備、当行及び役職員の法令違反行為等に起因して法令諸規則や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等により、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により訴訟等が発生した場合、経済的な損失や社会的な信用の失墜により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

有形資産リスク

災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、当行の有形資産が毀損したり当行の有形資産が顧客等に損傷を与えた場合、有形資産の再構築費用等の発生や、社会的信用の失墜等によって当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

当行は、預金者等お客様や市場関係者からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 財務上のリスク

繰延税金資産

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来における税負担額の減少を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。また、法令の改正がなされ、法人税率の引下げ等が行われた場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす他、自己資本比率低下につながる可能性もあります。

退職給付債務

退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が株式相場並びに金利環境の急変等により前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。その結果として、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、国内基準にかかる連結自己資本比率及び単体自己資本比率について、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められている国内基準4%以上の水準を確保することが求められています。当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。当行の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下の通りであります。

- イ．経済環境の悪化、債務者の信用力の悪化等による不良債権処理費用の増加及びリスクアセットの増加
- ロ．有価証券の時価の下落に伴う減損の発生
- ハ．自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ニ．その他、本項に記載された各種リスクが顕在化した場合

(6) その他のリスク

コンプライアンスリスク

当行は、コンプライアンスを重要な経営課題として全ての業務の基本に置き、規定・体制の整備及び教育研修に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合や将来的な法令等の変更により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報漏洩リスク

当行は、多くの個人・法人のお客さまの情報を保有しております。これらの情報の管理については、情報管理に関する規定を定め、各種の教育研修を実施するなど厳正な情報管理に努めておりますが、コンピュータシステムへの内・外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、お客さま情報等の漏洩・紛失・不正利用等が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融犯罪に係るリスク

当行では、金融犯罪防止への各種対策を実施しておりますが、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

業務委託リスク

当行の業務委託先において、当行が委託した業務に関し、事務事故、システム障害、情報漏洩の事故が発生した場合、社会的信用の失墜等によって当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

格付低下のリスク

当行は、外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引下げた場合、当行の資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場取引における条件の悪化や費用の増加等が発生する可能性があります。

業務範囲拡大に伴うリスク

当行は、規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、新たな業務等に伴って発生する様々なリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクの顕在化等により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

競争

当行が営業基盤とする千葉県は首都圏に位置する有望なマーケットであり、他の金融機関も積極的に営業活動を展開しています。また、規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。こうした競争的な環境において、当行が競争に十分に対応することが出来ない場合、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

法律や規制の改正に伴うリスク

当行は、法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って業務を遂行しております。これらの法令諸規制は、将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等のリスク

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、当行の有形資産等が毀損することなどで、事業活動に支障が生じ、当行の業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な世界経済を背景に輸出や企業収益の改善が続き、個人消費にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、米国や北朝鮮の政策動向の不確実性などにより、先行きには不透明感が残っております。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、一部に弱さがみられるものの、倒産件数が低水準を維持し、雇用環境の改善傾向が続くなど、景気は緩やかに回復しております。

このような金融経済環境のもと、当行は平成28年4月より、3カ年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2019」をスタートさせ、経営課題に対応する具体的な戦略施策を積極的に展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当行グループの経営成績は、次のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金の増加を中心に、平成29年3月末比474億円増加して2兆4,379億円となりました。貸出金残高は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して積極的に取組んだ結果、平成29年3月末比637億円増加して2兆534億円となりました。有価証券残高は、平成29年3月末比185億円減少して4,971億円となりました。

損益面におきましては、経常収益は、投資信託販売の好調等により役員取引等収益が前連結会計年度比増加しましたが、貸出金利回りの低下により資金運用収益が伸び悩み、前連結会計年度比17億29百万円減少して505億25百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権処理に伴う費用負担が大幅に軽減したことにより、前連結会計年度比18億96百万円減少して410億36百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比1億66百万円増加して94億89百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比3億83百万円増加して67億71百万円となりました。

セグメント情報ごとの経営成績の状況につきましては、銀行業の経常収益は前連結会計年度比19億51百万円減少して417億61百万円、セグメント利益は前連結会計年度比34百万円増加して84億24百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比1億44百万円増加して83億23百万円、セグメント利益は前連結会計年度比36百万円減少して1億41百万円となりました。また、信用保証・クレジットカード業の経常収益は前連結会計年度比32百万円増加して20億89百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億85百万円増加して11億62百万円となりました。その他の事業の経常収益は前連結会計年度比6百万円減少して24億67百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億46百万円減少して96百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は、平成29年3月末比0.28ポイント低下して8.40%となっております。

イ．国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で260億円、国際業務部門で7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で264億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で69億円、国際業務部門で0.2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で68億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で1億円、国際業務部門で1億円となり、合計で2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,572	559	401	27,730
	当連結会計年度	26,087	756	401	26,443
うち資金運用収益	前連結会計年度	28,489	792	453	28,828
	当連結会計年度	26,876	1,206	454	27,628
うち資金調達費用	前連結会計年度	917	232	52	1,098
	当連結会計年度	788	449	53	1,185
役務取引等収支	前連結会計年度	6,318	35	73	6,209
	当連結会計年度	6,930	23	88	6,818
うち役務取引等収益	前連結会計年度	10,168	91	945	9,314
	当連結会計年度	11,136	100	923	10,312
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,849	126	871	3,104
	当連結会計年度	4,206	123	835	3,494
その他業務収支	前連結会計年度	139	614	-	475
	当連結会計年度	116	167	-	284
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,486	614	-	3,101
	当連結会計年度	952	509	-	1,461
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,625	-	-	2,625
	当連結会計年度	835	341	-	1,176

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

ロ．国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で2兆6,377億円、国際業務部門で947億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆6,533億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で268億円、国際業務部門で12億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で276億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で1.01%、国際業務部門で1.27%、内部取引による相殺消去後の合計で1.04%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で2兆5,541億円、国際業務部門で954億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆5,709億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で7億円、国際業務部門で4億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で11億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.03%、国際業務部門で0.47%、内部取引による相殺消去後の合計で0.04%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

() 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,547,740	28,489	1.11
	当連結会計年度	2,637,711	26,876	1.01
うち貸出金	前連結会計年度	1,912,825	23,141	1.20
	当連結会計年度	1,990,267	22,142	1.11
うち商品有価証券	前連結会計年度	73	0	0.83
	当連結会計年度	49	0	0.87
うち有価証券	前連結会計年度	437,466	4,981	1.13
	当連結会計年度	436,639	4,491	1.02
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	25,149	2	0.01
	当連結会計年度	25,816	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	115,803	114	0.09
	当連結会計年度	124,771	93	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	2,463,147	917	0.03
	当連結会計年度	2,554,107	788	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,375,537	671	0.02
	当連結会計年度	2,438,414	568	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	43,013	7	0.01
	当連結会計年度	62,819	7	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	6,684	1	0.02
	当連結会計年度	14,296	4	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	13,537	1	0.00
	当連結会計年度	13,401	1	0.00
うち借入金	前連結会計年度	24,231	232	0.95
	当連結会計年度	25,025	209	0.83

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

() 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	76,683	792	1.03
	当連結会計年度	94,703	1,206	1.27
うち貸出金	前連結会計年度	9,123	120	1.32
	当連結会計年度	9,774	168	1.72
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	61,856	503	0.81
	当連結会計年度	77,333	940	1.21
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	1,769	14	0.82
	当連結会計年度	857	12	1.48
うち預け金	前連結会計年度	1,642	129	7.86
	当連結会計年度	1,001	51	5.13
資金調達勘定	前連結会計年度	77,247	232	0.30
	当連結会計年度	95,443	449	0.47
うち預金	前連結会計年度	11,190	85	0.76
	当連結会計年度	10,028	51	0.51
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	889	12	1.35
	当連結会計年度	43	0	1.47
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	4,882	51	1.05
	当連結会計年度	18,687	275	1.47
うち借入金	前連結会計年度	4,253	47	1.10
	当連結会計年度	6,694	92	1.37

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末T T 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

() 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,624,423	72,956	2,551,466	29,282	453	28,828	1.12
	当連結会計年度	2,732,415	79,037	2,653,378	28,082	454	27,628	1.04
うち貸出金	前連結会計年度	1,921,948	4,416	1,917,531	23,262	18	23,244	1.21
	当連結会計年度	2,000,041	5,573	1,994,468	22,310	22	22,288	1.11
うち商品有価証券	前連結会計年度	73	-	73	0	-	0	0.83
	当連結会計年度	49	-	49	0	-	0	0.87
うち有価証券	前連結会計年度	499,322	752	498,570	5,485	401	5,083	1.01
	当連結会計年度	513,973	752	513,221	5,432	401	5,031	0.98
うちコールローン及 び買入手形	前連結会計年度	26,918	-	26,918	11	-	11	0.04
	当連結会計年度	26,674	-	26,674	11	-	11	0.04
うち預け金	前連結会計年度	117,445	11,790	105,655	243	0	242	0.22
	当連結会計年度	125,773	12,755	113,017	145	0	144	0.12
資金調達勘定	前連結会計年度	2,540,394	72,470	2,467,923	1,150	52	1,098	0.04
	当連結会計年度	2,649,551	78,563	2,570,988	1,238	53	1,185	0.04
うち預金	前連結会計年度	2,386,728	12,057	2,374,671	756	0	755	0.03
	当連結会計年度	2,448,443	13,034	2,435,409	620	0	619	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	43,013	-	43,013	7	-	7	0.01
	当連結会計年度	62,819	-	62,819	7	-	7	0.01
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	7,574	-	7,574	10	-	10	0.13
	当連結会計年度	14,339	-	14,339	4	-	4	0.03
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	18,420	-	18,420	52	-	52	0.28
	当連結会計年度	32,088	-	32,088	276	-	276	0.86
うち借入金	前連結会計年度	28,485	4,416	24,068	279	18	261	1.08
	当連結会計年度	31,719	5,573	26,146	302	22	279	1.06

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

八．国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で111億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で103億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で42億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で34億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,168	91	945	9,314
	当連結会計年度	11,136	100	923	10,312
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,391	-	2	1,388
	当連結会計年度	1,655	-	2	1,653
うち為替業務	前連結会計年度	1,631	86	2	1,716
	当連結会計年度	1,626	93	2	1,718
うち証券関連業務	前連結会計年度	319	-	-	319
	当連結会計年度	270	-	-	270
うち代理業務	前連結会計年度	1,152	-	-	1,152
	当連結会計年度	1,240	-	-	1,240
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	204	-	0	204
	当連結会計年度	199	-	0	199
うち保証業務	前連結会計年度	1,646	3	871	777
	当連結会計年度	1,637	3	835	805
役務取引等費用	前連結会計年度	3,849	126	871	3,104
	当連結会計年度	4,206	123	835	3,494
うち為替業務	前連結会計年度	329	20	-	349
	当連結会計年度	329	23	-	352

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

二．国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,390,624	10,303	10,452	2,390,475
	当連結会計年度	2,439,442	9,911	11,450	2,437,904
うち流動性預金	前連結会計年度	1,344,372	-	4,052	1,340,320
	当連結会計年度	1,423,098	-	4,150	1,418,948
うち定期性預金	前連結会計年度	1,039,650	-	6,400	1,033,250
	当連結会計年度	1,011,494	-	7,300	1,004,194
うちその他	前連結会計年度	6,601	10,303	-	16,904
	当連結会計年度	4,849	9,911	-	14,761
譲渡性預金	前連結会計年度	65,700	-	-	65,700
	当連結会計年度	65,000	-	-	65,000
総合計	前連結会計年度	2,456,324	10,303	10,452	2,456,175
	当連結会計年度	2,504,442	9,911	11,450	2,502,904

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

ホ．貸出金残高の状況

() 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,989,720	100.00	2,053,457	100.00
製造業	159,881	8.04	150,373	7.32
農業, 林業	6,532	0.33	7,113	0.35
漁業	238	0.01	430	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3,170	0.16	3,331	0.16
建設業	95,722	4.81	98,615	4.80
電気・ガス・熱供給・水道業	7,417	0.37	7,850	0.38
情報通信業	8,907	0.45	7,178	0.35
運輸業, 郵便業	72,268	3.63	72,014	3.51
卸売業, 小売業	172,248	8.66	167,998	8.18
金融業, 保険業	76,749	3.86	71,450	3.48
不動産業, 物品賃貸業	451,857	22.71	474,831	23.12
各種サービス業	193,012	9.70	194,664	9.48
地方公共団体	31,311	1.57	36,236	1.77
その他	710,400	35.70	761,370	37.08
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,989,720		2,053,457	

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

() 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

へ．国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	70,163	-	-	70,163
	当連結会計年度	44,910	-	-	44,910
地方債	前連結会計年度	55,534	-	-	55,534
	当連結会計年度	59,539	-	-	59,539
社債	前連結会計年度	198,202	-	-	198,202
	当連結会計年度	167,160	-	-	167,160
株式	前連結会計年度	31,430	-	752	30,678
	当連結会計年度	36,371	-	752	35,619
その他の証券	前連結会計年度	90,872	70,290	-	161,162
	当連結会計年度	113,277	76,667	-	189,945
合計	前連結会計年度	446,203	70,290	752	515,741
	当連結会計年度	421,258	76,667	752	497,174

- (注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3．相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.40
2. 連結における自己資本の額	1,464
3. リスク・アセットの額	17,428
4. 連結総所要自己資本額	697

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.24
2. 単体における自己資本の額	1,415
3. リスク・アセットの額	17,176
4. 単体総所要自己資本額	687

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50	51
危険債権	238	227
要管理債権	29	24
正常債権	20,094	20,753

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益93億円、貸出金の増加637億円、預金の増加474億円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは196億円(前連結会計年度比435億円減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入1,765億円、有価証券の取得による支出1,589億円、有形固定資産取得による支出26億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは142億円(前連結会計年度比252億円増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金支払20億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは20億円(前連結会計年度比23億円減少)となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は1,197億円(前連結会計年度比73億円減少)となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態の分析

イ．貸出金

貸出金残高は、コンサルティング営業活動による資金需要の掘り起こしや、お取引先の資金ニーズに対して積極的に取組んだ結果、平成29年3月末比637億円増加して2兆534億円となりました。

ロ．有価証券

有価証券残高は、平成29年3月末比185億円減少して4,971億円となりました。

ハ．預金

預金残高は、個人預金の増加を中心に、平成29年3月末比474億円増加して2兆4,379億円となりました。

ニ．純資産の部

純資産の部合計は、平成29年3月末比58億円増加して1,566億円となりました。

経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金運用収支	27,730	26,443	1,287
資金運用収益	28,828	27,628	1,200
資金調達費用 ()	1,098	1,185	87
役務取引等収支	6,209	6,818	609
役務取引等収益	9,314	10,312	998
役務取引等費用 ()	3,104	3,494	390
その他業務収支	475	284	191
その他業務収益	3,101	1,461	1,640
その他業務費用 ()	2,625	1,176	1,449
連結業務粗利益 (= + +)	34,415	33,546	869
営業経費 ()	25,804	25,785	19
その他経常収支	711	1,729	1,018
うち株式等関係損益	881	1,279	398
うち貸倒償却引当費用 ()	1,319	114	1,205
その他経常収益	11,011	11,123	112
その他経常費用 ()	10,299	9,393	906
経常利益 (= - +)	9,322	9,489	167
特別損益	425	104	321
特別利益	2	-	2
特別損失 ()	427	104	323
税金等調整前当期純利益 (= +)	8,896	9,384	488
法人税等合計 ()	2,268	2,467	199
当期純利益 (= -)	6,628	6,917	289
非支配株主に帰属する当期純利益 ()	240	145	95
親会社株主に帰属する当期純利益 (= -)	6,388	6,771	383

イ．主な収支

資金運用収支は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が減少したことを主要因に、前連結会計年度比12億円減少して264億円となりました。

役務取引等収支は、投資信託販売手数料の増加等により、前連結会計年度比6億円増加して68億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の減少等により、前連結会計年度比1億円減少して2億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比8億円減少して335億円となりました。

ロ．経常利益

営業経費は、前連結会計年度並みの257億円となりました。

株式等関係損益は、株式等売却益の増加等により、前連結会計年度比3億円増加して12億円となりました。

貸倒償却引当費用は、厳格な自己査定を実施した結果、前連結会計年度比12億円減少して1億円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比1億円増加して94億円となりました。

ハ．親会社株主に帰属する当期純利益

減損損失の減少等により特別損益が前連結会計年度比3億円増加したこと、法人税等合計が前連結会計年度比1億円増加したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比3億円増加して67億円となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

イ．不良債権処理

取引先の経営改善支援に積極的に取組んだ結果、一般貸倒引当金繰入額と個別貸倒引当金繰入額の合計額が取崩超過となり、貸倒引当金戻入益に計上となりました。これにより、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比12億円減少して1億円となり、抑制されております。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
不良債権処理額	1,504	181	1,323
貸出金償却	236	181	55
個別貸倒引当金繰入額	1,267	-	1,267
一般貸倒引当金繰入額	185	-	185
貸倒引当金戻入益	-	66	66
貸倒償却引当費用(= + -)	1,319	114	1,205

ロ．株式等関係損益

株式等関係損益は、売却益が前連結会計年度比2億円増加したこと等により、前連結会計年度比3億円増加して12億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
株式等関係損益	881	1,279	398
売却益	1,096	1,321	225
売却損	214	40	174
償却	-	1	1

セグメントごとの経営成績の分析

当行グループの大宗を占める銀行業につきましては、貸出金残高は順調に増加したものの、貸出金利回りの低下を主因に資金利益が減少した一方、投資信託販売の好調等により、役務取引等利益は増加となりました。また、貸倒償却引当費用が減少したことにより、銀行業の経常利益は、前連結会計年度並みの84億円となりました。

リース業の経常利益は、前連結会計年度並みの1億円となりました。

信用保証・クレジットカード業の経常利益は、不良債権処理額の減少等もあり、前連結会計年度比1億円増加して11億円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

イ．連結自己資本比率（国内基準）

自己資本の額は、平成29年3月末比8億円増加して1,464億円となりました。リスク・アセットの額は、貸出金の増加等から、平成29年3月末比667億円増加して1兆7,428億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国内基準）は、平成29年3月末比0.28ポイント低下して8.40%となりました。

	平成29年3月31日 (%) (A)	平成30年3月31日 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
連結自己資本比率（国内基準）	8.68	8.40	0.28

ロ．資金の流動性

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

当連結会計年度における当行グループの資金状況につきましては、預金が474億円増加した一方、貸出金が637億円増加したことなどから、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっておりますが、有価証券の売却及び償還1,765億円と、有価証券の取得1,589億円により、投資活動によるキャッシュ・フローはプラスとなっております。また、配当金20億円の支払等もあり、全体では当連結会計年度は73億円と若干のマイナスとなりました。

なお、設備投資等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）にて掲げた目標とする経営指標に対する2年目となる平成30年3月期の達成・進捗状況は以下のとおりであります。

目標とする経営指標（平成31年3月期）

項目	指標	平成30年3月期実績
預金残高	25,600億円	24,493億円
貸出金残高	21,400億円	20,562億円
当期純利益	65億円	62億円
普通株ROE（*1）	5.0%	5.13%
役務収益比率（*2）	30%	29.2%

（*1）優先配当控除後当期純利益 / 優先株控除後純資産平残

（*2）（役務収益 + 対顧デリバティブ収益） / コア業務粗利益

平成30年3月期は、目標とする経営指標に対して各項目とも順調な伸びを見せており、概ね計画に沿った進捗が図られているものと認識しております。

中期経営計画で示しているコンサルティング考動を更に加速させ、引き続きお客様へのニーズ対応力を強化し、収益の多角化と収益構造の変革に取り組むことで、最終年度での目標達成を図りたいと考えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客様の利便性向上を図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、店舗等・事務機械を中心に2,834百万円の設備投資を行いました。リース業では0百万円、信用保証・クレジットカード業では10百万円、その他の事業では29百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数(人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当行		本店他71か店	千葉県千葉市美浜区他	銀行業	店舗	63,378 (21,475)	12,180	6,622	918	1,109	20,830	1,233
		東京支店他1か店	東京都中央区他	銀行業	店舗	94 (94)	-	133	-	21	154	39
		事務センター	千葉県千葉市美浜区	銀行業	事務・配送センター	- (-)	-	273	-	23	297	32
		社宅他4か所	千葉県千葉市美浜区他	銀行業	社宅・寮・厚生施設	2,088 (1,908)	7	42	-	0	50	-
連結子会社	千葉総合リース株式会社		千葉県千葉市中央区	リース業	事務機械等	- (-)	-	12	11	9	33	16
	ちば興銀カードサービス株式会社		千葉県千葉市中央区	信用保証・クレジットカード業	事務機械等	- (-)	-	7	27	2	37	24
	ちば興銀ビジネスサービス株式会社他1社		千葉県千葉市美浜区	その他	事務機械等	- (-)	-	5	8	107	122	117

(注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,729百万円であります。

3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械244百万円、その他910百万円であります。

4. 当行の両替業務を主とした成田空港出張所、店舗外現金自動設備114か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市 建物 67百万円

6. ちば興銀ビジネスサービス(株)、ちば興銀コンピュータソフト(株)の設備は僅少のため、一括で記載しております。なお、その主なものは事務機械、車両であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
当行	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	54	-	自己資金	-	-

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
 2. 事務機械の主なものは平成31年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第1回第五種優先株式	700,000
第2回第五種優先株式	700,000
第3回第五種優先株式	700,000
第4回第五種優先株式	700,000
第5回第五種優先株式	700,000
第6回第五種優先株式	700,000
第7回第五種優先株式	700,000
第8回第五種優先株式	700,000
第9回第五種優先株式	700,000
第10回第五種優先株式	700,000
第1回第六種優先株式	700,000
第2回第六種優先株式	700,000
第3回第六種優先株式	700,000
第4回第六種優先株式	700,000
第5回第六種優先株式	700,000
第6回第六種優先株式	700,000
第7回第六種優先株式	700,000
第8回第六種優先株式	700,000
第9回第六種優先株式	700,000
第10回第六種優先株式	700,000
第1回第七種優先株式	700,000
第2回第七種優先株式	700,000
第3回第七種優先株式	700,000
第4回第七種優先株式	700,000
第5回第七種優先株式	700,000
計	296,000,000

(注) 1. 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

2. 第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行 数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	62,222,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第二種優先株式	5,000,000	同 左	-	(注)2、5
第四種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	4,650,000	同 左	-	(注)3、5
第1回第六種優先株式	600,000	同 左	-	(注)4、5
計	72,472,045	同 左		

(注)1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注)2．第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1．優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2．残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3．優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4．議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5．株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6．普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注)3. 第四種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。なお、取得を請求することができる期間は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までとしております。取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。ただし、取得価額の下限は220円であります。(下記「4. 普通株式を対価とする取得請求権」参照)また、下記「5. 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第四種優先期末配当金

当行は、定款第11条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の信託受託者(以下「第四種優先信託受託者」という。)、第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき年220円(ただし、平成25年3月31日を基準日とする第四種優先期末配当金については、第四種優先株式1株につき年48.22円。また、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は当該第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

平成32年4月1日から平成40年3月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は220円とする(ただし、下記(8)による調整を受ける。)

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第6項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、あらかじめ金融庁長官の確認を受けている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第4項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

7. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 4. 第1回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第1回第六種優先期末配当金

(1) 第1回第六種優先期末配当金

当行は、当行定款第11条の定めに従い、第1回第六種優先株式の期末配当金（以下「第1回第六種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第1回第六種優先株式を有する株主（以下「第1回第六種優先株主」という。）、第1回第六種優先株式の信託受託者（以下「第1回第六種優先信託受託者」という。）又は第1回第六種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率2.75%を乗じて算出した550円（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、第1回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第六種優先期末配当金相当額

第1回第六種優先株式1株当たりの経過第1回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第1回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第六種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成34年3月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第1回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる第1回第六種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第六種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回第六種優先株式の取得と引換えに、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第六種優先期末配当金相当額を計算する。

5. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、第1回第六種優先株式の全てを、平成39年1月4日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第1回第六種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第六種優先株主に対し、その有する第1回第六種優先株式数に第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、平成29年1月12日の当行普通株式の終値(584円)に0.5を乗じた金額である292円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第1回第六種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後} \\ \text{下限取得価額} = \frac{\text{調整前} \\ \text{下限取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}$$

()下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合

調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- 八.
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及び上記ロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

6. 譲渡制限

- (1) 第1回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第1回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。
- (3) 取締役会は、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、代表取締役に対して、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を委任する。

() 取締役会が定める「一定の基準」は以下の通りである。

代表取締役は、下記イ.ないし二.の場合には、第1回第六種優先株式の譲渡による取得を承認するものとし、下記イ.ないし二.に該当しない場合には、別途取締役会において当該譲渡による取得を承認する旨の決定がない限り、当該譲渡による取得を承認しないものとする。

- イ. 第1回第六種優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引き受けた第1回第六種優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合
- ロ. 第1回第六種優先株主について、清算手続(会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該第1回第六種優先株主の保有に係る第1回第六種優先株式が譲渡される場合
- ハ. 日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である第1回第六種優先株主がその保有に係る第1回第六種優先株式を譲渡する場合
- ニ. 上記ロ.もしくはハ.の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した第1回第六種優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い第1回第六種優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 非上場

第1回第六種優先株式は、非上場とする。

11. その他

上記各項目は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5. 単元株式数は100株であります。また、第二種優先株式及び第四種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。第1回第六種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成26年6月27日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数	173個(注)1	163個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 17,300株(注)2	当行普通株式 16,300株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	平成26年7月15日 ～平成26年7月14日	平成27年8月5日 ～平成27年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 735円 資本組入額 368円	発行価格 701円 資本組入額 351円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	平成28年6月28日	平成29年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数	493個(注)1	422個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 49,300株(注)2	当行普通株式 42,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	平成28年7月22日 ～平成28年7月21日	平成29年7月22日 ～平成29年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378円 資本組入額 189円	発行価格 541円 資本組入額 271円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
2. 新株予約権の割当日後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合)には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4.に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホのいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。
イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3．に準じて決定する。

平成30年6月27日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成30年6月27日開催の取締役会において、決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員12名
新株予約権の数	513個 [募集事項]2.に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 51,300株 [募集事項]3.に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使したことにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項]5.に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	平成30年7月20日に決定する予定であります。
新株予約権の行使の条件	[募集事項]11.に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7.に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項]9.に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 募集新株予約権の名称

株式会社千葉興業銀行 第5回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役 192個
執行役員 321個
合計 513個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日(下記13.に定める。)後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月21日から平成60年7月20日

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当行取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記 に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合）には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、本募集事項第9項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。
12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法
各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：平成30年7月20日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) ボラティリティ（ σ ）：15年間（平成15年7月21日から平成30年7月20日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(・)）
上記により算出される金額は本新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。
割当てを受ける者が当行に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺される。
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成30年7月20日
14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成30年7月20日
15. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。
16. 募集新株予約権の行使請求受付場所
株式会社千葉興業銀行 総務部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）

17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社千葉興業銀行 本店営業部（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）

18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当行募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当行は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当行の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

19. 本募集事項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本募集事項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本募集事項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本募集事項を変更できるものとし、かかる変更は本募集事項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当行は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は取締役頭取に一任する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第四種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第96期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年6月28日(注)1	-	80,522	-	57,941	30,000	2,792
平成25年7月4日(注)2	17,150	63,372	-	57,941	-	2,792
平成26年9月12日(注)3	1,250	62,122	-	57,941	-	2,792
平成27年7月23日(注)4	10,000	72,122	3,633	61,575	3,633	6,426
平成27年8月3日(注)5	1,500	73,622	545	62,120	545	6,971
平成29年1月30日(注)6	600	74,222	5,760	67,880	5,760	12,731
平成29年1月30日(注)7	-	74,222	5,760	62,120	5,760	6,971
平成29年2月2日(注)8	1,750	72,472	-	62,120	-	6,971

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

2. 第三種優先株式の全株式17,150千株を取得及び消却したものであります。

3. 第一種優先株式の全株式1,250千株を取得及び消却したものであります。

4. 有償一般募集 普通株式 10,000千株

発行価格 758円 発行価額 726.72円 資本組入額 363.36円 払込金総額 7,267百万円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

普通株式 1,500千株 発行価格 726.72円 資本組入額 363.36円 割当先 みずほ証券株式会社

6. 有償一般募集 第1回第六種優先株式 600千株

発行価格 20,000円 発行価額 19,200円 資本組入額 9,600円 払込金総額 11,520百万円

7. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額5,760百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額5,760百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

8. 第四種優先株式の一部1,750千株を取得及び消却したものであります。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	45	38	728	140	5	8,324	9,280	
所有株式数(単元)	-	262,553	13,006	129,652	87,559	26	128,159	620,955	126,545
所有株式数の割合(%)	-	42.28	2.09	20.87	14.10	0.00	20.63	100.00	

(注) 1. 自己株式36,483株は「個人その他」に364単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

第二種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	50,000	-	-	-	-	-	50,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第四種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	-	142	-	-	7	152	
所有株式数(単元)	-	2,800	-	43,040	-	-	660	46,500	-
所有株式数の割合(%)	-	6.02	-	92.55	-	-	1.41	100.00	

第1回第六種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	-	18	-	-	-	22	
所有株式数(単元)	-	250	-	5,750	-	-	-	6,000	-
所有株式数の割合(%)	-	4.16	-	95.83	-	-	-	100.00	

(6) 【大株主の状況】

平成30年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	14,583,910	20.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	3,028,600	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	2,678,000	3.69
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2 - 1 - 1	1,358,200	1.87
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町 3 - 216 - 1	1,249,700	1.72
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM(東京都港区港南 2 - 15 - 1 品川インターシティA棟)	1,188,565	1.64
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US(東京都新宿区新宿 6 - 27 - 30)	1,145,700	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	1,034,300	1.42
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO(東京都新宿区新宿 6 - 27 - 30)	1,001,074	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	986,000	1.36
計		28,254,049	39.00

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	95,839	15.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	30,286	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	26,780	4.31
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.01
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM(東京都港区港南2-15-1品川インターシティA棟)	11,885	1.91
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	11,582	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US(東京都新宿区新宿6-27-30)	11,457	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	10,343	1.66
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO(東京都新宿区新宿6-27-30)	10,010	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	9,860	1.58
計		230,539	37.14

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 5,000,000 第四種優先株式 4,650,000 第1回第六種優先株式 600,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 36,400		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,059,100	620,591	同上
単元未満株式	普通株式 126,545		同上
発行済株式総数	72,472,045		
総株主の議決権		620,591	

(注)上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	36,400	-	36,400	0.05
計		36,400	-	36,400	0.05

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,409	834,998
当期間における取得自己株式	111	53,677

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (株式報酬型ストックオプションの行使)	19,600	21,615,210	-	-
保有自己株式数	36,483		36,594	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当額（円）	
平成30年6月27日 定時株主総会決議	普通株式	186	普通株式	3
	第二種優先株式	520	第二種優先株式	104
	第四種優先株式	1,023	第四種優先株式	220
	第1回第六種優先株式	330	第1回第六種優先株式	550

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益剰余金として計上しております。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高（円）	980	895	983	663	672
最低（円）	591	614	421	341	442

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高（円）	647	659	610	603	568	501
最低（円）	583	576	554	537	467	442

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		青柳 俊一	昭和30年7月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成8年8月 国際部調査役兼ニューヨーク駐在 員事務所長 平成15年7月 参事経営企画部担当部長 平成16年5月 参事経営企画部長 平成16年6月 執行役員経営企画部長 平成19年5月 常務執行役員 平成19年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 取締役頭取(現職)	平成30年6 月から1年	普通株式 2,900
取締役副頭取 (代表取締役)		松丸 隆一	昭和34年8月1日生	昭和58年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 みずほ証券株式会社資本市場第4 部部長 平成20年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 平成22年8月 みずほインベスターズ証券株式会 社執行役員 平成26年6月 確定拠出年金サービス株式会社代 表取締役社長 平成29年5月 当行常務執行役員 平成29年6月 取締役副頭取(現職)	平成30年6 月から1年	普通株式 300
専務取締役 専務執行役員		立野 嘉明	昭和32年8月8日生	昭和56年4月 当行入行 平成19年7月 参事審査部担当部長 平成21年6月 執行役員審査部長 平成24年4月 執行役員本店営業部長 平成25年4月 執行役員 平成25年5月 常務執行役員 平成28年6月 常務取締役常務執行役員 平成30年6月 専務取締役専務執行役員(現職)	平成30年6 月から1年	普通株式 2,710
常務取締役 常務執行役員		梅田 仁司	昭和37年12月24日生	昭和61年4月 当行入行 平成18年4月 薬円台支店長 平成24年7月 参事経営企画部担当部長 平成26年4月 参事経営企画部長 平成26年6月 執行役員経営企画部長 平成28年4月 執行役員本店営業部長 平成28年5月 常務執行役員本店営業部長 平成29年4月 常務執行役員 平成30年6月 常務取締役常務執行役員(現職)	平成30年6 月から1年	普通株式 2,500
取締役		戸谷 久子	昭和27年8月1日生	昭和50年4月 千葉県入庁 平成12年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・ 少子化対策室長 平成14年4月 同県総合企画部女性サポートセン ター所長 平成16年4月 同県総合企画部男女共同参画課長 兼総務部副参事 平成19年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 平成20年4月 同県健康福祉部次長 平成21年4月 同県健康福祉部長 平成23年4月 同県環境生活部長 平成25年3月 同県退職 平成25年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常 務理事 平成27年6月 当行取締役(現職)	平成30年6 月から1年	普通株式 500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山田 英司	昭和30年7月18日生	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成13年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長 平成14年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長 平成16年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長 平成17年6月 同社執行役員 平成23年6月 同社取締役常務執行役員 平成24年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長(現職) 平成29年6月 当行取締役(現職)	平成30年6月から1年	普通株式 100
常勤監査役		松井 一登	昭和33年6月18日生	昭和56年4月 当行入行 平成13年10月 鎌取支店長 平成15年5月 辰巳台支店長 平成16年5月 茂原支店長 平成18年7月 参事茂原支店長 平成19年1月 参事支店業務部副部長 平成19年5月 参事支店業務部第五エリア営業部長 平成20年4月 参事船橋支店長 平成20年6月 執行役員船橋支店長 平成21年4月 執行役員千葉支店長 平成24年4月 執行役員営業統括部長 平成25年4月 執行役員本店営業部長 平成27年4月 執行役員 平成27年6月 常勤監査役(現職)	平成29年6月から4年	普通株式 3,400
常勤監査役		星野 智史	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成13年5月 土気南支店長 平成15年3月 審査部副部長 平成15年7月 審査部担当部長 平成16年5月 審査部長 平成16年7月 参事審査部長 平成17年6月 執行役員審査部長 平成18年5月 執行役員本店営業部長 平成19年5月 常務執行役員本店営業部長 平成20年4月 常務執行役員 平成20年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 専務取締役専務執行役員 平成30年6月 常勤監査役(現職)	平成30年6月から3年	普通株式 7,400
監査役		五日市 喬弘	昭和29年6月8日生	昭和54年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成15年6月 株式会社損害保険ジャパン山形支店長 平成18年9月 同社西東京支店長 平成21年4月 同社理事岡山支店長 平成23年4月 同社執行役員信越本部長兼北陸本部長 平成24年4月 同社常務執行役員信越本部長兼北陸本部長 平成25年4月 同社事務企画部顧問 平成25年4月 NKSJビジネスサービス株式会社代表取締役会長 平成26年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社事務企画部顧問 平成26年9月 損保ジャパン日本興亜ビジネスサービス株式会社代表取締役会長 平成27年6月 当行監査役(現職)	平成27年6月から4年	普通株式 1,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		安藤 正紀	昭和31年9月28日生	昭和54年4月 安田生命保険相互会社入社 平成17年4月 明治安田生命保険相互会社総法人第二部財務担当次長 平成18年10月 同社融資推進部長 平成23年6月 安田企業投資株式会社代表取締役専務 平成26年6月 同社代表取締役社長 平成29年6月 当行監査役(現職)	平成29年6月から4年	普通株式 100株
計						普通株式 21,010

- (注) 1. 取締役戸谷久子及び取締役山田英司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役五日市喬弘及び監査役安藤正紀は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
米倉 偉之	昭和27年6月4日生	昭和59年4月 弁護士登録 昭和59年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所 (現 東京丸の内法律事務所) 入所(現職)	-

4. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成30年6月27日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は次のとおりであります。
常務執行役員 加藤重人、池田成樹、神田泰光、横山均
執行役員 戸田恭央、下間章雄、白井克己、田中啓之、古山隆志、京増好一、宮本昭、國府田治

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当行におけるコーポレートガバナンスとは、株主をはじめ顧客、役職員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、当行が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しております。

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、実効的なコーポレートガバナンスの実現が必要不可欠であるとの認識に基づき、コーポレートガバナンスの強化及び充実に最重要経営課題の一つに位置付けております。

企業統治の体制の概要等

イ．企業統治の体制の概要

当行は、監査役会設置会社の形態を採用しており、機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いております。

経営の最高意思決定機関及び監督機関である取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営方針等の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会は6名の取締役により構成され、うち2名の社外取締役を選任しております。また、取締役会の下部組織として、経営会議を設置し、取締役会の権限の一部を委譲することにより、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。さらに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会については社外役員を中心に構成され、取締役及び監査役等の役員の指名及び選任並びに報酬に関する事項等について、公正・客観的な視点で委員会の機能を最大限発揮する仕組みを構築しており、取締役会の実効性向上、延いては当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。監査役会は、4名の監査役により構成され、うち2名の社外監査役を選任しております。会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として、社外取締役を選任しております。

ロ．内部統制システムの整備状況

(イ) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、広報憲章を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

() 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ・当行は、連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。

() 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的に管理しております。

() 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。

() 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

() その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。
- ・当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。

当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
- ・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

当行の監査役への報告に関する体制

() 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制

- ・取締役会等諸会議への監査役への出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、内部監査結果の監査役への報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
- ・なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができません。

() 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

- ・当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
- ・連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当行は、監査役会において監査役職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査部門による報告・連携など監査役職務の実効性確保に資する措置を講じております。
- ・代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による銀行及び連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

(ロ) リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持、向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統一的に管理する体制としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取組んでおります。

(ハ) コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては、経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンス・プログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

(ニ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、すみやかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。反社会的勢力との関係遮断に取組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化に取組んでまいります。

八．責任限定契約の内容の概要

当行は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当行は社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査については、監査部（担当14名）が銀行及び連結子会社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性を検証・評価し課題改善に向けた提言を行っております。

監査役監査については、4名の監査役（うち2名は社外監査役）は、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行っております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。会計監査を行った公認会計士は藤井義博・熊谷充孝であり、また補助者は19名（公認会計士6名、その他13名）となっております。

監査役と内部監査部門の連携については、定期的開催する監査報告会（監査部が実施する監査の結果報告会）に監査役が出席し内部監査の結果について聴取し状況把握しております。また、監査部と監査役の意見交換会を毎月1回実施し、連携強化を図っております。監査役と会計監査人の連携の内容は、会計監査人の往査及び監査講評への立会い、会計監査人との意見交換会の開催等であり、監査役と会計監査人の連携の他、監査役は内部統制部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当行の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また、同氏は千葉県庁の出身であり、平成28年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。平成30年5月からは公益財団法人千葉日報福祉事業団理事に就任しております。当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心こども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会、公益財団法人千葉日報福祉事業団とも一般的な預金取引があります。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、「5 役員 の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、平成27年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は日本電子計算株式会社の代表取締役社長であります。当行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、「5 役員 の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役五日市喬弘氏は、平成25年4月まで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。当行は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、「5 役員 の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役安藤正紀氏は、明治安田生命保険相互会社の出身であり、平成29年6月まで安田企業投資株式会社の代表取締役社長でありました。当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、「5 役員 の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役は、株主に対する受託者責任及び法令の定める義務を負うことを認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、銀行の経営方針に従い、適切に業務を執行することを通じて、当行及び株主共同の利益の達成を図ることに加えて、取締役会における銀行の重要な事項の決定に際して、必要に応じて銀行外部の知見を提供し、独立的な見地から、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する役割・責務を担っております。社外取締役戸谷久子氏は、千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役山田英司氏は、元株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役副社長執行役員、現在日本電子計算株式会社代表取締役社長で、システム開発等（地銀共同センター関連等）の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。両氏は、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として選任しております。

社外監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、銀行の社会的責任の重要性を認識し、その職責を自覚の上、適正な監査を行うことによって、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を構築する役割・責務を負っております。社外監査役両氏は、社外での経歴により客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任しております。

社外取締役及び社外監査役は会計監査人との意見交換会等に出席する等、会計監査人との連携を図るほか、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監督・監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は下記のとおり定めております。なお、社外取締役2名及び社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

<社外役員に係る独立性判断基準>

1. 独立性判断基準

- (1) 当行において、独立性を有する社外役員（社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。）であるというためには、当行の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。）であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当行の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当行の業務執行者であつた者であつてはならない。
- (2) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行の現在の子会社の業務執行者であつてはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当該子会社の非業務執行取締役又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当該子会社の業務執行者であつてはならない。
- (3) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、理事、執行役員又は支配人その他の使用人

最近5年間に於いて、当行の現在の主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、理事、執行役員又は支配人その他の使用人であつた者

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、執行役員又は支配人その他の使用人

- (4) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

当行又はその子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当行又はその子会社を主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けていた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行の主要な取引先である者（当行に対して、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当行の主要な取引先であった者（当行に対して、当行の対象事業年度の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行又はその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行者

(5) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は執行役員であってはならない。

(6) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

現在当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者

最近3年間において、当行又はその子会社の会計監査人であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であって、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

上記 又は に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

上記 又は に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその子会社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

(7) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近5年間において当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役員、理事、又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近5年間において、当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役員、理事又は執行役員であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行又はその子会社を主要な取引先とする者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当行又はその子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役員又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた会社の業務執行取締役、執行役員又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の主要な取引先（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当行の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役員又は執行役員の二親等内の親族若しくは同居の親族

最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であった者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であった会社の業務執行取締役、執行役員又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行又はその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員又はパートナーである者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の従業員であって、当行又はその子会社の監査業務を現在実際に担当（但し、補助的関与は除く。）している者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、最近3年間において、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員若しくはパートナー又は従業員であって、当該期間において、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、上記第6項の又はに該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者、又は、上記第6項の又はに該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファームの社員又はパートナーに該当する者

(8) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、その他、当行の一般株主全体との間で上記第1項から第7項までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

(9) 当行において、独立性を有する社外役員の地位にある者が、独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

2. 独立性を有する社外役員選任手続

独立性を有する社外役員の候補者の選任については、取締役会の決議事項とし、また、選任過程の透明性及び公正性を確保し、独立性を有する社外役員がその期待される役割を十全に果たすことを可能とするため、独立社外取締役又は独立社外監査役1名の同意を要する。

役員の報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)		
		基本報酬	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	4	86	77	9
監査役（社外監査役を除く）	2	27	27	-
社外役員	4	20	20	-

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当行の取締役及び監査役の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションで構成されております。基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の各期業績を勘案して決定しております。併せて、取締役の業績及び企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションの内容は、「第4 提出会社の状況」中、1(2)「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

監査役及び社外取締役の報酬については、中立性及び独立性を高めるため確定金額報酬のみとしております。

取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額144百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内としております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額は、年額30百万円以内としております。

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	119銘柄
貸借対照表計上額の合計額	33,097百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン株式会社	1,033,564	3,436	取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	1,192,562	1,937	取引関係の維持・強化のため
株式会社オリエンタルランド	260,000	1,659	取引関係の維持・強化のため
S O M P Oホールディングス株式会社	360,562	1,470	事業上の関係維持・強化のため
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	1,377	取引関係の維持・強化のため
株式会社ヤクルト本社	180,700	1,116	取引関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	320,308	1,057	事業上の関係維持・強化のため
京成電鉄株式会社	402,000	1,038	取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	215,995	1,014	事業上の関係維持・強化のため
新日本建設株式会社	968,480	865	取引関係の維持・強化のため
株式会社ケーヨー	1,363,833	776	取引関係の維持・強化のため
ユアサ・フナシヨク株式会社	2,232,905	676	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	624	事業上の関係維持・強化のため
大成建設株式会社	768,000	622	取引関係の維持・強化のため
K & Oエナジーグループ株式会社	341,565	603	取引関係の維持・強化のため
サッポロホールディングス株式会社	180,000	541	取引関係の維持・強化のため
T P R株式会社	146,072	533	取引関係の維持・強化のため
株式会社マツモトキヨシホールディングス	100,000	528	取引関係の維持・強化のため
フクダ電子株式会社	80,000	509	取引関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,539,350	509	事業上の関係維持・強化のため
山崎製パン株式会社	216,832	496	取引関係の維持・強化のため
出光興産株式会社	91,200	352	取引関係の維持・強化のため
東京建物株式会社	235,152	345	取引関係の維持・強化のため
株式会社丸山製作所	162,588	304	取引関係の維持・強化のため
東急不動産ホールディングス株式会社	500,000	302	取引関係の維持・強化のため
株式会社クレディセゾン	151,800	301	取引関係の維持・強化のため
株式会社ウェザーニューズ	80,000	288	取引関係の維持・強化のため
株式会社T O K A Iホールディングス	329,490	282	取引関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	86,000	248	取引関係の維持・強化のため
株式会社大気社	86,000	234	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン株式会社	1,033,564	4,423	取引関係の維持・強化のため
株式会社オリエンタルランド	260,000	2,824	取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	1,192,562	2,265	取引関係の維持・強化のため
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	1,758	取引関係の維持・強化のため
S O M P Oホールディングス株式会社	360,562	1,543	事業上の関係維持・強化のため
株式会社ヤクルト本社	180,700	1,422	取引関係の維持・強化のため
京成電鉄株式会社	402,000	1,314	取引関係の維持・強化のため
新日本建設株式会社	968,480	1,120	取引関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	320,308	1,074	事業上の関係維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	215,995	1,022	事業上の関係維持・強化のため
株式会社マツモトキヨシホールディングス	200,000	900	取引関係の維持・強化のため
ユアサ・フナシヨク株式会社	223,290	845	取引関係の維持・強化のため
大成建設株式会社	153,600	829	取引関係の維持・強化のため
株式会社ケーヨー	1,363,833	758	取引関係の維持・強化のため
フクダ電子株式会社	80,000	625	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	586	事業上の関係維持・強化のため
K & Oエナジーグループ株式会社	341,565	571	取引関係の維持・強化のため
サッポロホールディングス株式会社	180,000	558	取引関係の維持・強化のため
山崎製パン株式会社	216,832	478	取引関係の維持・強化のため
T P R 株式会社	146,072	449	取引関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	153,935	412	事業上の関係維持・強化のため
東急不動産ホールディングス株式会社	500,000	387	取引関係の維持・強化のため
東京建物株式会社	235,152	376	取引関係の維持・強化のため
出光興産株式会社	91,200	368	取引関係の維持・強化のため
株式会社T O K A Iホールディングス	329,490	355	取引関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	86,000	338	取引関係の維持・強化のため
安田倉庫株式会社	300,000	304	取引関係の維持・強化のため
株式会社丸山製作所	162,587	304	取引関係の維持・強化のため
株式会社大気社	86,000	299	取引関係の維持・強化のため
株式会社ウェザーニューズ	80,000	270	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	1,823	42	15	38
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	1,604	42	188	10
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。また、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。これらは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

第二種、第四種、第五種、第六種及び第七種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の議案がある時まで議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

なお、提出日現在、発行済の優先株式は、第二種優先株式、第四種優先株式及び第1回第六種優先株式であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	62	3	60	3
連結子会社	-	-	-	3
計	62	3	60	6

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新株式発行に係るコンフォート・レター作成業務の委託であります。

(当連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、信用リスク管理高度化に関する助言業務の委託であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	128,541	120,519
買入金銭債権	131	103
商品有価証券	44	69
有価証券	7, 11 515,741	7, 11 497,174
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,989,720	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 2,053,457
外国為替	5 2,501	5 3,107
その他資産	7 28,172	7 33,930
有形固定資産	9 19,958	9 21,420
建物	6,724	7,098
土地	10,923	12,187
リース資産	45	67
建設仮勘定	25	-
その他の有形固定資産	2,240	2,066
無形固定資産	2,633	2,622
ソフトウェア	2,018	2,062
リース資産	226	170
その他の無形固定資産	389	388
繰延税金資産	7,750	6,281
支払承諾見返	11,638	11,951
貸倒引当金	12,254	11,193
資産の部合計	2,694,580	2,739,444
負債の部		
預金	7 2,390,475	7 2,437,904
譲渡性預金	65,700	65,000
債券貸借取引受入担保金	7 17,230	7 18,346
借入金	7, 10 26,084	7, 10 24,354
外国為替	88	79
その他負債	22,037	15,349
退職給付に係る負債	9,455	8,524
役員退職慰労引当金	46	57
睡眠預金払戻損失引当金	1,056	1,093
繰延税金負債	43	163
支払承諾	11,638	11,951
負債の部合計	2,543,856	2,582,823
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	9,413	9,402
利益剰余金	69,105	73,818
自己株式	60	39
株主資本合計	140,579	145,301
その他有価証券評価差額金	9,602	9,996
退職給付に係る調整累計額	2,425	1,974
その他の包括利益累計額合計	7,177	8,022
新株予約権	47	59
非支配株主持分	2,919	3,237
純資産の部合計	150,724	156,621
負債及び純資産の部合計	2,694,580	2,739,444

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	52,255	50,525
資金運用収益	28,828	27,628
貸出金利息	23,244	22,288
有価証券利息配当金	5,084	5,031
コールローン利息及び買入手形利息	11	11
預け金利息	242	144
その他の受入利息	245	152
役務取引等収益	9,314	10,312
その他業務収益	3,101	1,461
その他経常収益	11,011	11,123
貸倒引当金戻入益	-	66
償却債権取立益	1,129	824
その他の経常収益	9,881	10,231
経常費用	42,932	41,036
資金調達費用	1,098	1,185
預金利息	755	619
譲渡性預金利息	7	7
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	4
債券貸借取引支払利息	52	276
借入金利息	261	279
その他の支払利息	10	6
役務取引等費用	3,104	3,494
その他業務費用	2,625	1,176
営業経費	1 25,804	1 25,785
その他経常費用	10,299	9,393
貸倒引当金繰入額	1,082	-
その他の経常費用	2 9,216	2 9,393
経常利益	9,322	9,489
特別利益	2	-
固定資産処分益	2	-
特別損失	427	104
固定資産処分損	91	55
減損損失	3 336	3 48
税金等調整前当期純利益	8,896	9,384
法人税、住民税及び事業税	904	1,341
法人税等調整額	1,363	1,126
法人税等合計	2,268	2,467
当期純利益	6,628	6,917
非支配株主に帰属する当期純利益	240	145
親会社株主に帰属する当期純利益	6,388	6,771

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	6,628	6,917
その他の包括利益	1 2,996	1 1,017
その他有価証券評価差額金	3,660	566
退職給付に係る調整額	664	451
包括利益	3,631	7,934
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,377	7,617
非支配株主に係る包括利益	254	317

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	6,971	64,831	67	133,856
当期変動額					
新株の発行	5,760	5,760			11,520
資本金から剰余金への振替	5,760	5,760			-
剰余金の配当			2,114		2,114
親会社株主に帰属する当期純利益			6,388		6,388
自己株式の取得				9,075	9,075
自己株式の処分		2		7	4
自己株式の消却		9,074		9,074	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2,442	4,273	6	6,723
当期末残高	62,120	9,413	69,105	60	140,579

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	13,278	3,090	10,188	31	2,661	146,737
当期変動額						
新株の発行						11,520
資本金から剰余金への振替						-
剰余金の配当						2,114
親会社株主に帰属する当期純利益						6,388
自己株式の取得						9,075
自己株式の処分						4
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,675	664	3,011	16	258	2,736
当期変動額合計	3,675	664	3,011	16	258	3,987
当期末残高	9,602	2,425	7,177	47	2,919	150,724

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	9,413	69,105	60	140,579
当期変動額					
剰余金の配当			2,059		2,059
親会社株主に帰属する当期純利益			6,771		6,771
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		11		21	10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	11	4,712	20	4,722
当期末残高	62,120	9,402	73,818	39	145,301

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,602	2,425	7,177	47	2,919	150,724
当期変動額						
剰余金の配当						2,059
親会社株主に帰属する当期純利益						6,771
自己株式の取得						0
自己株式の処分						10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	393	451	845	12	317	1,175
当期変動額合計	393	451	845	12	317	5,897
当期末残高	9,996	1,974	8,022	59	3,237	156,621

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,896	9,384
減価償却費	2,143	2,155
減損損失	336	48
貸倒引当金の増減()	233	1,061
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,106	931
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	11
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	19	36
資金運用収益	28,828	27,628
資金調達費用	1,098	1,185
有価証券関係損益()	720	911
為替差損益(は益)	155	182
固定資産処分損益(は益)	89	55
商品有価証券の純増()減	108	25
貸出金の純増()減	77,104	63,737
預金の純増減()	52,115	47,428
譲渡性預金の純増減()	9,600	700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,598	1,729
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	6,610	721
コールローン等の純増()減	432	28
債券貸借取引受入担保金の純増減()	17,230	1,115
外国為替(資産)の純増()減	1,366	606
外国為替(負債)の純増減()	13	8
資金運用による収入	29,288	27,761
資金調達による支出	1,232	1,322
その他	1,309	10,144
小計	24,340	19,054
法人税等の支払額	484	631
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,856	19,686
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	170,748	158,906
有価証券の売却による収入	95,736	84,230
有価証券の償還による収入	66,214	92,348
有形固定資産の取得による支出	1,459	2,613
有形固定資産の売却による収入	19	0
無形固定資産の取得による支出	740	795
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,978	14,263
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	11,461	-
自己株式の取得による支出	9,075	0
自己株式の売却による収入	1	0
配当金の支払額	2,114	2,059
財務活動によるキャッシュ・フロー	273	2,060
現金及び現金同等物に係る換算差額	155	182
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,306	7,300
現金及び現金同等物の期首残高	113,766	127,073
現金及び現金同等物の期末残高	1 127,073	1 119,772

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,066百万円（前連結会計年度末は19,440百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を平成33年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

(減損会計における資産のグルーピング方法の一部変更)

減損会計における資産のグルーピングの方法は、営業店舗については、従来は独立営業店舗単位としておりましたが、当連結会計年度より、ブロック営業体制が確立したことに伴い、特殊店舗を除きブロック単位へ変更しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	424百万円	402百万円
延滞債権額	29,131百万円	28,131百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	41百万円	4百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,888百万円	2,459百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
合計額	32,485百万円	30,998百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	7,526百万円	8,719百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	1,015百万円	1,010百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	46,411百万円	47,520百万円
担保資産に対応する債務		
預金	575 "	463 "
債券貸借取引受入担保金	17,230 "	18,346 "
借入金	7,068 "	4,782 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有価証券	10,038百万円	5,004百万円
その他資産	55百万円	4,028百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
先物取引差入証拠金	10百万円	10百万円
保証金	1,708百万円	1,438百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	470,876百万円	472,352百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	423,596百万円	427,854百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	23,157百万円	23,300百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	35,962百万円	34,770百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
給料・手当	10,893百万円	10,982百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
貸出金償却	236百万円	181百万円

3. 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)

当連結会計年度において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更及び地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額336百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗 9 か所	土地及び建物等	320百万円
"	遊休資産 1 か所	土地	8百万円
千葉県外	営業店舗 1 か所	建物等	8百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,283	2,118
組替調整額	1,969	1,290
税効果調整前	5,253	828
税効果額	1,592	262
その他有価証券評価差額金	3,660	566
退職給付に係る調整額		
当期発生額	328	99
組替調整額	628	551
税効果調整前	957	651
税効果額	293	199
退職給付に係る調整額	664	451
その他の包括利益合計	2,996	1,017

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	-	62,222	
第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第四種優先株式	6,400	-	1,750	4,650	(注)1
第1回第六種優先株式	-	600	-	600	(注)2
合計	73,622	600	1,750	72,472	
自己株式					
普通株式	60	1	6	54	(注)3
第四種優先株式	-	1,750	1,750	-	(注)4
合計	60	1,751	1,756	54	

- (注)1. 第四種優先株式の発行済株式の減少は、平成29年2月の自己株式消却による減少であります。
2. 第1回第六種優先株式の発行済株式の増加は、公募による新株の発行による増加であります。
3. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。
4. 第四種優先株式の自己株式の増加及び減少は、平成29年2月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					47		
合計						47		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	186	3	平成28年3月31日	平成28年6月29日
	第二種優先株 式	520	104	平成28年3月31日	平成28年6月29日
	第四種優先株 式	1,408	220	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	186	利益剰余金	3	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第二種優先 株式	520	利益剰余金	104	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第四種優先 株式	1,023	利益剰余金	220	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第1回第六 種優先株式	330	利益剰余金	550	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	-	62,222	
第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第四種優先株式	4,650	-	-	4,650	
第1回第六種優先株式	600	-	-	600	
合計	72,472	-	-	72,472	
自己株式					
普通株式	54	1	19	36	(注)
合計	54	1	19	36	

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					59		
合計						59		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	186	3	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第二種優先株式	520	104	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第四種優先株式	1,023	220	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	第1回第六種優先株式	330	550	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	186	利益剰余金	3	平成30年3月31日	平成30年6月28日
	第二種優先株式	520	利益剰余金	104	平成30年3月31日	平成30年6月28日
	第四種優先株式	1,023	利益剰余金	220	平成30年3月31日	平成30年6月28日
	第1回第六種優先株式	330	利益剰余金	550	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金預け金勘定	128,541百万円	120,519百万円
その他預け金	1,468 "	746 "
現金及び現金同等物	127,073 "	119,772 "

(リース取引関係)

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

1. リース投資資産 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
その他資産	252	264

2. リース債務 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
その他負債	238	239

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口與信管理として、審査関連部は、半期毎に「大口與信モニタリング制度」により大口與信先の状況等を経営へ報告するとともに、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」を中心とした管理態勢を構築し、與信集中の防止に取り組んでおります。具体的には、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」超過先は、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別別與信方針検討会」を実施しております。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場関連リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役に金利リスクの状況を報告しています。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日常的にコントロールし、管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を計量しております。

このVaRの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間は純投資目的は60日、それ以外は120日）、株式以外の金融商品については分散・共分散法（信頼区間99%、観測期間1年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は240日、それ以外は60日）を採用しております。

平成30年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で22,270百万円（前連結会計年度は26,490百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	128,541	128,541	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	44	44	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,962	37,253	290
其他有価証券	477,512	477,512	-
(4) 貸出金	1,989,720		
貸倒引当金（*1）	11,212		
	1,978,507	1,995,830	17,322
資産計	2,621,568	2,639,182	17,613
(1) 預金	2,390,475	2,390,590	115
負債計	2,390,475	2,390,590	115
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	303	303	-
デリバティブ取引計	303	303	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	120,519	120,519	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	69	69	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,770	35,028	257
其他有価証券	461,139	461,139	-
(4) 貸出金	2,053,457		
貸倒引当金（*1）	10,292		
	2,043,165	2,061,077	17,912
資産計	2,659,664	2,677,833	18,169
(1) 預金	2,437,904	2,438,101	197
負債計	2,437,904	2,438,101	197
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	642	642	-
デリバティブ取引計	642	642	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式（*1）	1,263	1,261
組合出資金（*2）	2	2
合 計	1,266	1,264

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	104,447	-	-	-	-	-
有価証券	90,588	150,388	71,069	17,799	120,483	10,837
満期保有目的の債券	10,257	17,328	8,208	168	-	1,000
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	10,257	17,328	8,208	168	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	80,331	133,060	62,861	17,630	120,483	9,837
うち国債	27,079	21,730	7,315	-	6,171	7,867
地方債	4,560	24,024	5,199	3,644	18,105	-
社債	46,777	56,583	27,492	7,098	24,288	-
貸出金(*)	449,996	332,287	225,185	148,894	202,567	594,014
合計	645,032	482,675	296,255	166,694	323,050	604,852

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,319百万円、期間の定めのないもの7,454百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	95,306	-	-	-	-	-
有価証券	75,622	106,561	60,356	17,088	161,580	18,237
満期保有目的の債券	10,741	15,787	7,836	405	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	10,741	15,787	7,836	405	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	64,880	90,774	52,520	16,683	161,580	18,237
うち国債	3,006	23,617	-	-	3,078	15,208
地方債	13,070	13,295	2,377	3,908	26,887	-
社債	42,786	24,776	22,149	6,106	36,571	-
貸出金(*)	441,365	328,685	214,892	168,306	218,434	645,599
合計	612,293	435,246	275,249	185,394	380,014	663,836

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,118百万円、期間の定めのないもの7,056百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,257,292	119,100	14,081	-	-	-
合計	2,257,292	119,100	14,081	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,314,558	92,019	31,326	-	-	-
合計	2,314,558	92,019	31,326	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	33,705	33,976	270
	その他	1,000	1,042	42
	小計	34,705	35,018	312
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,257	2,235	21
	その他	-	-	-
	小計	2,257	2,235	21
合計		36,962	37,253	290

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	33,337	33,611	274
	その他	-	-	-
	小計	33,337	33,611	274
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,433	1,416	16
	その他	-	-	-
	小計	1,433	1,416	16
合計		34,770	35,028	257

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,794	12,895	13,898
	債券	255,975	253,620	2,354
	国債	62,295	61,530	765
	地方債	46,389	45,613	775
	社債	147,290	146,476	813
	その他	60,122	58,990	1,132
	小計	342,892	325,506	17,385
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,619	2,851	231
	債券	31,962	32,383	420
	国債	7,867	8,105	238
	地方債	9,145	9,192	46
	社債	14,949	15,085	135
	その他	100,037	103,368	3,331
	小計	134,620	138,603	3,983
合計		477,512	464,109	13,402

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31,276	12,281	18,995
	債券	204,490	203,329	1,161
	国債	38,859	38,415	443
	地方債	50,654	50,329	325
	社債	114,976	114,584	391
	その他	62,351	61,408	942
	小計	298,117	277,018	21,099
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,081	3,295	214
	債券	32,349	32,505	156
	国債	6,051	6,103	52
	地方債	8,885	8,905	20
	社債	17,413	17,496	83
	その他	127,591	134,088	6,497
	小計	163,021	169,889	6,867
合計		461,139	446,908	14,231

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,707	752	107
債券	45,830	1,595	667
国債	32,839	1,257	664
地方債	9,144	283	-
社債	3,846	54	3
その他	20,039	1,209	206
合計	68,576	3,558	981

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,228	229	40
債券	31,977	569	-
国債	20,259	248	-
地方債	7,167	207	-
社債	4,549	113	-
その他	30,045	1,297	345
合計	64,250	2,095	386

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	13,402
その他有価証券	13,402
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,467
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	9,935
() 非支配株主持分相当額	332
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	9,602

当連結会計年度 (平成30年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	14,231
その他有価証券	14,231
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,729
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	10,501
() 非支配株主持分相当額	505
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	9,996

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	18,164	16,988	422	422
	受取変動・支払固定	18,164	16,988	151	151
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	13,310	13,024	73	73	
買建	13,310	13,024	73	73	
合 計			271	271	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	19,564	18,109	410	410
	受取変動・支払固定	19,564	18,109	127	127
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	13,137	12,453	49	49	
買建	13,137	12,453	49	49	
	合 計			283	283

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	31,372	25,502	16	16
	売建	7,874	-	7	7
	買建	1,822	-	8	8
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合 計			32	32	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	35,214	19,812	28	28
	売建	13,023	-	330	330
	買建	1,578	-	0	0
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合 計			359	359	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、キャッシュバランスプラン類似型制度を採用しております。当該制度では、在職中の資格ポイントと勤続ポイントの累積により給付額が決定し、年金資産の運用や市場金利の影響を受けることはありませんが、年金受給期間中は、年金給付利率を市場金利(20年国債の過去5年平均)に応じて変更する制度です。

連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、連結子会社の一部は、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	22,030	21,763
勤務費用	728	710
利息費用	78	77
数理計算上の差異の発生額	259	201
退職給付の支払額	814	848
退職給付債務の期末残高	21,763	21,904

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	11,468	12,308
期待運用収益	286	307
数理計算上の差異の発生額	69	301
事業主からの拠出額	1,057	1,078
退職給付の支払額	573	615
年金資産の期末残高	12,308	13,380

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	16,617	16,615
年金資産	12,308	13,380
	4,309	3,235
非積立型制度の退職給付債務	5,145	5,289
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,455	8,524
退職給付に係る負債	9,455	8,524
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,455	8,524

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	728	710
利息費用	78	77
期待運用収益	286	307
数理計算上の差異の費用処理額	825	748
過去勤務費用の費用処理額	196	196
その他	29	19
確定給付制度に係る退職給付費用	1,178	1,051

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	196	196
数理計算上の差異	1,154	848
合計	957	651

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	393	196
未認識数理計算上の差異	3,883	3,035
合計	3,489	2,838

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
債券	63.4%	63.2%
株式	33.3%	33.4%
その他	3.2%	3.2%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度39百万円、当連結会計年度48百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業経費	20百万円	22百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	平成26年7月14日	平成27年8月4日	平成28年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年7月15日から平成56年7月14日まで	平成27年8月5日から平成57年8月4日まで	平成28年7月22日から平成58年7月21日まで

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株
付与日	平成29年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成29年7月22日から平成59年7月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	22,300株	20,500株	59,700株
権利確定	-	-	-
権利行使	5,000株	4,200株	10,400株
失効	-	-	-
未行使残	17,300株	16,300株	49,300株

	第4回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末	-
付与	42,200株
失効	-
権利確定	42,200株
未確定残	-
権利確定後	
前連結会計年度末	-
権利確定	42,200株
権利行使	-
失効	-
未行使残	42,200株

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	590円	590円	590円
付与日における公正な評価単価(注)	734円	700円	377円

	第4回新株予約権
権利行使価格(注)	1円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価(注)	540円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権
株価変動性(注) 1	40.33%
予想残存期間(注) 2	15年
予想配当(注) 3	3円/株
無リスク利率(注) 4	0.31%

(注) 1. 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7,354百万円	7,124百万円
繰越欠損金	3,107	1,918
有価証券評価損	2,811	2,803
退職給付に係る負債	2,886	2,600
減価償却	216	168
その他	1,000	1,009
繰延税金資産小計	17,376	15,625
評価性引当額	6,202	5,777
繰延税金資産合計	11,174	9,847
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,467	3,729
その他	0	-
繰延税金負債合計	3,468	3,729
繰延税金資産の純額	7,706百万円	6,118百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8	1.8
住民税均等割等	0.1	0.1
評価性引当額の増減によるもの	5.8	4.5
その他	2.0	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4%	26.2%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	43,219	7,675	1,136	52,032	257	52,289	34	52,255
セグメント間の内 部経常収益	493	503	920	1,917	2,216	4,133	4,133	-
計	43,713	8,178	2,057	53,949	2,474	56,423	4,168	52,255
セグメント利益	8,389	178	977	9,545	243	9,788	465	9,322
セグメント資産	2,675,382	21,453	11,003	2,707,838	1,732	2,709,571	14,990	2,694,580
セグメント負債	2,529,346	19,370	6,709	2,555,425	411	2,555,837	11,980	2,543,856
その他の項目								
減価償却費	1,970	75	17	2,063	134	2,198	54	2,143
資金運用収益	29,167	14	67	29,249	0	29,249	420	28,828
資金調達費用	955	154	6	1,117	-	1,117	19	1,098
特別利益	2	-	-	2	-	2	-	2
(固定資産処分益)	(2)	(-)	(-)	(2)	(-)	(2)	(-)	(2)
特別損失	414	12	-	427	-	427	-	427
(固定資産処分損)	(78)	(12)	(-)	(91)	(-)	(91)	(-)	(91)
(減損損失)	(336)	(-)	(-)	(336)	(-)	(336)	(-)	(336)
税金費用	1,824	54	310	2,188	79	2,268	0	2,268
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,285	299	48	2,633	199	2,832	38	2,794

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額 34百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	41,248	7,866	1,204	50,320	182	50,503	22	50,525
セグメント間の内 部経常収益	512	456	884	1,853	2,285	4,138	4,138	-
計	41,761	8,323	2,089	52,173	2,467	54,641	4,115	50,525
セグメント利益	8,424	141	1,162	9,728	96	9,824	335	9,489
セグメント資産	2,718,884	23,475	12,063	2,754,424	1,748	2,756,173	16,728	2,739,444
セグメント負債	2,568,280	21,111	7,305	2,596,697	361	2,597,059	14,236	2,582,823
その他の項目								
減価償却費	1,930	76	29	2,036	166	2,203	48	2,155
資金運用収益	27,975	17	59	28,052	0	28,052	424	27,628
資金調達費用	1,070	131	6	1,208	-	1,208	23	1,185
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	104	-	0	104	0	104	-	104
（固定資産処分損）	(55)	(-)	(0)	(55)	(0)	(55)	(-)	(55)
（減損損失）	(48)	(-)	(-)	(48)	(-)	(48)	(-)	(48)
税金費用	2,095	44	298	2,439	28	2,467	0	2,467
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	3,595	3	66	3,666	32	3,699	28	3,670

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3．外部顧客に対する経常収益の調整額22百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,323	9,087	7,675	10,169	52,255

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,228	7,505	7,866	10,924	50,525

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	計		
減損損失	336	-	-	336	-	336

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	池田 澄子	-	-	当行常務執行役員の近親者	-	与信取引	資金の貸付 (注)1	79 (注)2	貸出金	77

(注) 1. 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 取引金額は、平均残高を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,465円62銭	1,554円72銭
1株当たり当期純利益	67円41銭	78円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45円34銭	52円35銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	150,724	156,621
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	59,610	59,940
うち優先株式払込金額	百万円	54,770	54,770
うち優先配当額	百万円	1,873	1,873
うち新株予約権	百万円	47	59
うち非支配株主持分	百万円	2,919	3,237
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	91,113	96,681
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	62,167	62,185

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,388	6,771
普通株主に帰属しない金額	百万円	2,197	1,873
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,873	1,873
うち中間優先配当額	百万円	-	-
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	324	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,190	4,898
普通株式の期中平均株式数	千株	62,166	62,181
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	1,347	1,353
うち優先配当額	百万円	1,023	1,353
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	324	-
普通株式増加数	千株	59,979	57,238
うち優先株式	千株	59,901	57,128
うち新株予約権	千株	78	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第1回第六種優先株式 (発行済株式数 600千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	26,084	24,354	1.15	
再割引手形	-	-	-	
借入金	26,084	24,354	1.15	平成30年4月～ 平成35年1月
1年以内に返済予定のリース債務	169	154	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	348	332	-	平成31年4月～ 平成37年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	17,581	4,256	1,523	618	373
リース債務(百万円)	154	144	115	42	22

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	12,452	25,412	37,216	50,525
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	2,281	4,910	6,981	9,384
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,681	3,879	5,215	6,771
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	27.05	62.39	83.87	78.79

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(は1株当たり四半期純損失)(円)	27.05	35.34	21.48	5.08

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	128,536	120,514
現金	24,093	25,212
預け金	104,442	95,302
買入金銭債権	131	103
商品有価証券	44	69
商品地方債	44	69
有価証券	1,851,836	1,849,990
国債	70,163	44,910
地方債	55,534	59,539
社債	119,820	116,716
株式	30,772	35,435
その他の証券	161,162	189,945
貸出金	2,345,799	2,356,251
割引手形	67,328	68,266
手形貸付	68,743	62,784
証書貸付	1,754,994	1,835,432
当座貸越	160,536	149,768
外国為替	2,501	3,107
外国他店預け	1,404	1,319
買入外国為替	6197	6453
取立外国為替	899	1,335
その他資産	6,194	10,040
前払費用	-	16
未収収益	1,845	2,061
先物取引差入証拠金	10	10
金融派生商品	714	921
その他の資産	83,625	87,031
有形固定資産	19,837	21,332
建物	6,692	7,071
土地	10,923	12,187
リース資産	1,110	918
建設仮勘定	25	-
その他の有形固定資産	1,084	1,155
無形固定資産	2,138	2,243
ソフトウェア	1,737	1,845
リース資産	14	11
その他の無形固定資産	386	386
繰延税金資産	6,563	5,300
支払承諾見返	11,637	11,950
貸倒引当金	9,642	9,021
資産の部合計	2,675,382	2,718,884

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
預金	8 2,400,927	8 2,449,354
当座預金	60,592	62,588
普通預金	1,252,247	1,329,590
貯蓄預金	26,443	26,209
通知預金	5,088	4,710
定期預金	1,039,645	1,011,489
定期積金	4	4
その他の預金	16,904	14,761
譲渡性預金	65,700	65,000
債券貸借取引受入担保金	8 17,230	8 18,346
借入金	8 12,068	8 9,782
借入金	10 12,068	10 9,782
外国為替	88	79
外国他店預り	21	79
売渡外国為替	66	0
その他負債	14,844	7,155
未払法人税等	521	684
未払費用	1,669	1,652
前受収益	984	782
給付補填備金	0	0
金融派生商品	410	278
金融商品等受入担保金	281	395
リース債務	1,125	929
その他の負債	9,853	2,432
退職給付引当金	5,792	5,519
睡眠預金払戻損失引当金	1,056	1,093
支払承諾	11,637	11,950
負債の部合計	2,529,346	2,568,280
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	9,414	9,403
資本準備金	6,971	6,971
その他資本剰余金	2,442	2,431
利益剰余金	64,935	69,100
利益準備金	4,916	5,328
その他利益剰余金	60,019	63,771
繰越利益剰余金	60,019	63,771
自己株式	60	39
株主資本合計	136,409	140,583
その他有価証券評価差額金	9,578	9,960
評価・換算差額等合計	9,578	9,960
新株予約権	47	59
純資産の部合計	146,036	150,603
負債及び純資産の部合計	2,675,382	2,718,884

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	43,713	41,761
資金運用収益	29,167	27,975
貸出金利息	23,195	22,252
有価証券利息配当金	5,471	5,414
コールローン利息	11	11
預け金利息	242	144
その他の受入利息	245	152
役務取引等収益	8,385	9,350
受入為替手数料	1,718	1,720
その他の役務収益	6,667	7,629
その他業務収益	3,101	1,461
外国為替売買益	457	410
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	2,461	809
金融派生商品収益	181	241
その他の業務収益	-	0
その他経常収益	3,058	2,974
償却債権取立益	1,087	823
株式等売却益	1,096	1,321
その他の経常収益	875	829
経常費用	35,323	33,337
資金調達費用	955	1,070
預金利息	756	620
譲渡性預金利息	7	7
コールマネー利息	10	4
債券貸借取引支払利息	52	276
借入金利息	124	171
その他の支払利息	3	0
役務取引等費用	3,976	4,329
支払為替手数料	349	352
その他の役務費用	3,626	3,976
その他業務費用	2,625	1,176
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	769	345
国債等債券償還損	1,856	831
営業経費	25,852	25,890
その他経常費用	1,912	870
貸倒引当金繰入額	883	33
貸出金償却	234	178
株式等売却損	212	40
株式等償却	-	1
その他の経常費用	582	616
経常利益	8,389	8,424
特別利益	2	-
固定資産処分益	2	-
特別損失	414	104
固定資産処分損	78	55
減損損失	336	48
税引前当期純利益	7,977	8,319
法人税、住民税及び事業税	512	1,000
法人税等調整額	1,312	1,095
法人税等合計	1,824	2,095
当期純利益	6,152	6,223

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	62,120	6,971	-	6,971	4,493	56,403	60,897	67	129,922
当期変動額									
新株の発行	5,760	5,760		5,760					11,520
資本金から剰余金への振替	5,760		5,760	5,760					-
準備金から剰余金への振替		5,760	5,760	-					-
剰余金の配当					422	2,537	2,114		2,114
当期純利益						6,152	6,152		6,152
自己株式の取得								9,075	9,075
自己株式の処分			2	2				7	4
自己株式の消却			9,074	9,074				9,074	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2,442	2,442	422	3,615	4,038	6	6,487
当期末残高	62,120	6,971	2,442	9,414	4,916	60,019	64,935	60	136,409

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	13,255	13,255	31	143,209
当期変動額				
新株の発行				11,520
資本金から剰余金への振替				-
準備金から剰余金への振替				-
剰余金の配当				2,114
当期純利益				6,152
自己株式の取得				9,075
自己株式の処分				4
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,676	3,676	16	3,660
当期変動額合計	3,676	3,676	16	2,827
当期末残高	9,578	9,578	47	146,036

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	62,120	6,971	2,442	9,414	4,916	60,019	64,935	60	136,409	
当期変動額										
剰余金の配当					411	2,471	2,059		2,059	
当期純利益						6,223	6,223		6,223	
自己株式の取得								0	0	
自己株式の処分			11	11				21	10	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	11	11	411	3,752	4,164	20	4,174	
当期末残高	62,120	6,971	2,431	9,403	5,328	63,771	69,100	39	140,583	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,578	9,578	47	146,036
当期変動額				
剰余金の配当				2,059
当期純利益				6,223
自己株式の取得				0
自己株式の処分				10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	381	381	12	393
当期変動額合計	381	381	12	4,567
当期末残高	9,960	9,960	59	150,603

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,066百万円(前事業年度末は19,440百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（追加情報）

（減損会計における資産のグルーピング方法の一部変更）

減損会計における資産のグルーピングの方法は、営業店舗については、従来は独立営業店舗単位としておりましたが、当事業年度より、ブロック営業体制が確立したことに伴い、特殊店舗を除きブロック単位へ変更しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
株式	733百万円	733百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	303百万円	294百万円
延滞債権額	28,339百万円	27,441百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	41百万円	4百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,886百万円	2,458百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
合計額	31,570百万円	30,199百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	7,526百万円	8,719百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1,015百万円	1,010百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	46,411百万円	47,520百万円
担保資産に対応する債務		
預金	575 "	463 "
債券貸借取引受入担保金	17,230 "	18,346 "
借入金	7,068 "	4,782 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有価証券	10,038百万円	5,004百万円
その他の資産	55百万円	4,028百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
保証金	1,679百万円	1,408百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	466,832百万円	468,422百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	423,596百万円	427,854百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
35,962百万円	34,770百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	733	733
関連会社株式	-	-
合計	733	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6,510百万円	6,426百万円
繰越欠損金	3,104	1,913
有価証券評価損	2,811	2,803
退職給付引当金	1,765	1,680
減価償却	201	154
その他	918	932
繰延税金資産小計	15,311	13,911
評価性引当額	5,462	5,157
繰延税金資産合計	9,849	8,754
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,285	3,453
繰延税金負債合計	3,285	3,453
繰延税金資産の純額	6,563百万円	5,300百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0	2.0
住民税均等割等	0.1	0.1
評価性引当額の増減によるもの	6.4	3.6
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8%	25.1%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	22,423	915	445 (24)	22,894	15,822	501	7,071
土地	10,923	1,297	32	12,187	-	-	12,187
リース資産	2,542	218	534	2,226	1,307	409	918
建設仮勘定	25	83	109	-	-	-	-
その他の有形固定資産	6,691	436	270 (24)	6,857	5,702	337	1,155
有形固定資産計	42,607	2,951	1,392 (48)	44,165	22,833	1,248	21,332
無形固定資産							
ソフトウェア	3,658	786	1,206	3,239	1,393	678	1,845
リース資産	17	-	-	17	6	3	11
その他の無形固定資産	613	-	-	613	227	0	386
無形固定資産計	4,289	786	1,206	3,870	1,626	682	2,243

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9,642	9,021	655	8,987	9,021
一般貸倒引当金	5,082	5,253	-	5,082	5,253
個別貸倒引当金	4,559	3,767	655	3,904	3,767
睡眠預金払戻損失引当金	1,056	1,093	276	780	1,093
計	10,699	10,114	931	9,767	10,114

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	521	684	521	-	684
未払法人税等	154	388	154	-	388
未払事業税	366	295	366	-	295

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第95期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第96期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月10日 関東財務局長に提出。

第96期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月20日 関東財務局長に提出。

第96期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年2月9日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。 平成29年6月30日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月20日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊谷 充孝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊谷 充孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。